

財団法人日本医学専門学校の学校騒動と

私立東京医学専門学校の独立分離（上）

唐 沢 信 安

一・はじめに

明治三十六年、済生学舎⁽¹⁾が廃校宣言を行った直後、同窓医学講習会が開かれた。やがてそれは私立東京医学校と日本医学校に分岐⁽²⁾したが、両校は明治四十三年に、文部省指定の医学専門学校となることを目指して協議の上、再び合併⁽³⁾して私立日本医学校となった。

他方、明治三十八年には「私立医学専門学校指定規則⁽⁴⁾」が發布され、更に明治三十九年には、「医師法⁽⁴⁾」が制定され、医術開業試験は八年後に全廃される事になった。今後は文部大臣の指定を得なければ、山根正次校長の経営する日本医学校は、存続不可能な状態に追いこまれていた。

今回はそのような状態の下で、学内に多くの諸問題を抱えた日本医学校の困難な道程を調査したので報告する。

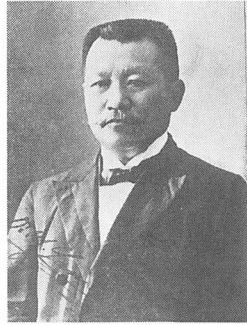
因⁽⁵⁾に、当時文部省指定を未だとりつけていない医学校は、吉岡弥生の経営する東京女医学校と、山根正次校長の日本医学校の二校だけであった。

対照的に、官公立の千葉・岡山・長崎・金沢・仙台・新潟・愛知・京都の八校の医学専門学校⁽⁴⁾と、私立東京慈恵会

医院医学専門学校、私立熊本医学専門学校の二校は、明治四十三年までには専門学校令の指定を受け順調に発展していた。特に大阪では大阪高等医学校と称し、予科二年を設けていた。

二．日本医学専門学校昇格への手続きと努力

医術開業試験全廃を前にして、石川清忠が校長の私立東京医学校と、山根正次が主宰する日本医学校は、明治四十二年秋より医学専門学校⁽²⁾⁽³⁾への昇格を目標にして、両校の理事者間で協議の結果、私立東京医学校を廃校にし、文京区千駄木町の同校の校舎を日本医学校に譲る形で、両校同等の資格で明治四十三年三月十九日に、合併のための一切の手続を完了した。



専門医学日本法人
次正山根校長
財団法人
学校

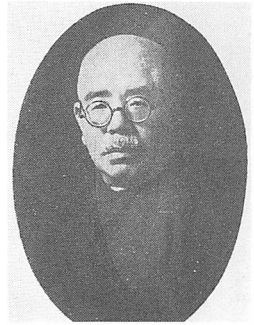
かくして、私立日本医学校は医術開業試験廃止の大正三年までに、完全なる医学専門学校とすべく内容の拡張計画を進めた。

ところが、日本医学校の校長の山根正次⁽⁵⁾は、同郷（山口県萩市出身）の二代目朝鮮総督の曾称^{そねあらずけ}荒助の懇願により、明治四十三年三月三十一日、総督府衛生顧問という重大な国家的役職につき、衆議院議員会及び日本医学校校長を兼職したまま、京城に赴任した。この無理な兼任生活は、大正二年四月まで、五年間も続いた。

その留守役を果したのが、山根の元書生で、山根の警察医長時代からの秘書役であった磯部^{いそべ}検蔵^{けんざう}（山口県出身・済生学舎明治三十三年卒業・医籍登録番号一八八二号）であった。

磯部は山根と密接に連絡をとり、学校の充実、病院の新築等に全力を投入した。彼は山根の忠実な部下であった。

なお、磯部検蔵は当時のいわゆるジャーナリズムに身を置いたことがあって、政治記者的な習癖があり、日本医学校時代にも、自分が主幹であった日本医学校の機関誌『日本医学』に度々論説文を掲載している。すなわち、磯部は孔^{こう}夏^げ



磯部 檢蔵 學監

のペンネームを持ち、「普通教育の改革」「社会観」「医育機関の統一」等はげいしい社会批評の論説を次々に掲載した。これ等は次第にエスカレートして、後に筆禍事件とも言うべき事態を招くことになった。たとえば、磯部檢蔵は明治四十三年九月の「日本医学」の巻頭に、私学に対する文部省の姿勢を激しく批判した次のような論文を掲載した。

「文部大臣に訊^とう。試験行政の目的何にありや」

「敢えて文部大臣に訊う。教育勅語は文部省をして国民の官学にあるものと、私学にあるものとを差別し、懸隔し、而して甲に厚くして、乙に薄くし、甲を款待して、乙を迫害し、甲を教する者を絶対に信任し、乙を教ゆる者を絶対に忌疑すべきことを指定せりや。(以下略)」

磯部は文部大臣に、学校の正式認可を申請する立場を無謀にも忘れていたのかの如くであった。

さて、明治四十四年五月八日、日本医学学校は、「専門学校認可出願」を、山根校長の名義で、実際には磯部檢蔵の手で、東京府庁を経て文部大臣に提出した。右につき、五月十一日、東京府視学大島享蔵は日本医学学校を視察している。

しかし文部省からは何等の応答もなかった。苦慮した磯部は、文部省から何等指示のなき事を詳細に朝鮮の山根校長に報告した。山根校長は驚き、明治四十四年八月二十四日に急拠帰国し、文部大臣に面会を求めている。この時、福原専門学務局長より、磯部の文部省攻撃論文の事件を聞き、認可の遷延せる理由の説明を受けた。

たまたまこの時、桂内閣の総辞職があり、小松原英太郎文相は翌日の八月二十五日辞表を提出した。

そこで山根は再び、新文部大臣の長谷場孝に謁し、改めて認可の趣旨を説明した。同大臣はその意向を諄解し、審議の上、指導するとの約束をした。かくして山根は後事を磯部幹事に托して再び朝鮮に渡った。

その頃学内では、淡路町の校舎を附属病院に改築したり、産婆学講習所の開設の準備に着手していた。

三、文部省に専門学校昇格申請書再出願

前記のような山根校長の働きかけに対して、文部省は日本医学専門昇格申請書を約五ヵ月間も保留にしていた。

その後、明治四十四年九月二十八日に至り、本郷区役所を通じて、「私立医学専門学校指定規則」の趣旨にそつて、校舎の改善、病院の充実を要求して来た。すなわち、設備不充分なる点を改築し、専門学校昇格の申請は、その上で改めて再提出する様にとの厳しい文書が送られて来た。

「庶第三六二二号」⁽¹⁰⁾

右は勅令二百十八号を以て、本年七月私立学校令中に改正相成候に付、改正の趣旨に従い出願相成度、且規模並設備等尚十分ならざる点有之候。少くとも左記各条件を充実せられ候上、再出願致願候様、其筋より示達方申越の次第も有之候に付、別紙書類一先戻此段申進候也。

明治四十四年九月二十八日

東京市本郷区役所

私立日本医学専門学校設立者

山根正次殿

「左記

一、系統解剖学及び病理解剖学の実習に要する設備を改善し、且つ教材たるべき標本を充実せしむべきこと。

一、衛生学及び細菌学・生理学及び組織学の教授及び実習に要する器械及び其の他の設備を整ふること。

一、附属病院・外来患者に要する治療器械其の他の設備を整ふること。

一、附属病院に於ける外来患者の増加を図り、学生の実習に不足なからしむること。

一、入院患者も亦、之が増加を図り、少なくとも一般患者一日五十名以上に對する病床を具えしむること。

一、附属病院外来患者、診察所を内科（小児科を含む）外来、眼科、産婦人科、皮膚病ばいびく、びんく毒科、耳鼻咽喉科毎に分設し、学生の臨床実験に便ならしむ。

一、模範的外科手術室及び、附属室（準備室、消毒室、器械室の類）を建設すること。」

右の改善を求められた磯部幹事は、直ちに京城（現在のソウル）の山根校長に報告し、指示を仰いだ。その上で磯部は明治四十四年十月三日、千葉医学専門学校を訪れ、三輪徳寛病院長の案内を受け、参考となる意見を聞き、病院の設備を見学した。また、同年十月六日磯部¹⁰は文部省に出頭し、福原文部次官に面会し、改善条件の程度及び範圍、解釈等に関して説明を受けた。その時、福原次官は、「なるべく円満に解決すべき事を話し、徒に議論を戦わしては、枝葉の問題に走るの、お互いに感情を疎隔するだけである」と述べて、磯部を諭している。

福原次官は更に、近く部下の瀬戸視学官、栗本試験主事に面会させるので、双方で熟議の上、勅令の規定により、「財団法人」を組織して、認可の条件を充実し、再出願するように申し渡しをした。

右の趣旨を説明された磯部幹事は了承して文部省を辞した。文部省からの要求は、専門学校昇格に対する当然と思われる必要条件であった。しかし財政的困窮せる日本医学校では前途多難であった。

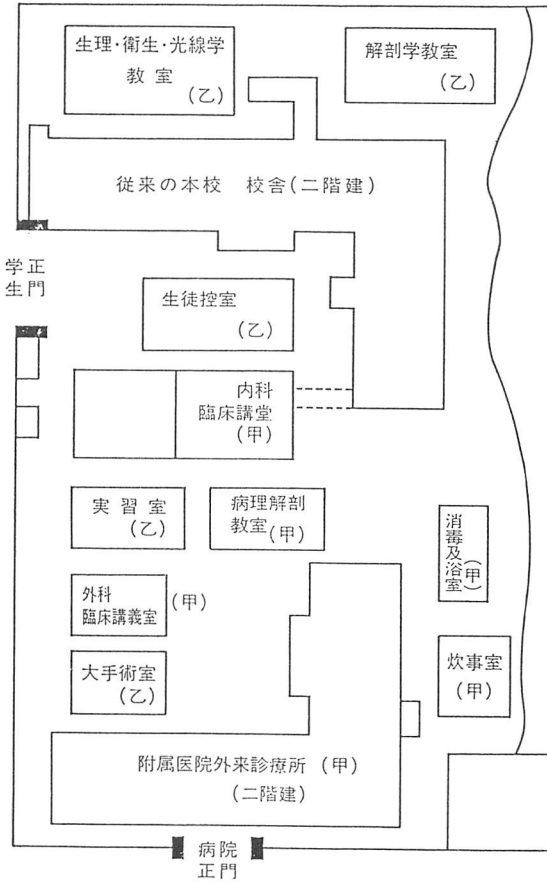
四・日本医学校の敷地、設備、及び教師陣

明治四十五年頃の校舎は、文京区千駄木町にあったが、医学教育の場としては至極貧弱であった（敷地二千二百坪）。校舎の建物は私立東京医学校時代からのもので、二階建校舎を中心として、前面に二階建の附属病院（入院ベット十三床）があつた。

明治四十五年（本郷区千駄木町五十九番地）

財団法人・私立日本医学専門学校敷地図（二千二百坪）

○（甲）今回新設に属する分
○（乙）今後、新築すべし分



（東京都公文書館蔵）

財団法人日本医学専門学校敷地図

明治四十四年、文部省の校舎設備の充実の勧告により、病理解剖室、外科手術室、臨床講堂が増築された。

更に、神田淡路町の「日本病院」(百四十七坪、借地、十五床)と瀧沢竹太郎所有の根津の「眞泉病院」(千九百五十一坪、六十床)を協議の上、附属病院とした。

明治四十五年の申請書によると、専任の教師は左の如くであった(その他は兼任講師)。

○解剖学 医学博士 二村領次郎(専任)

解剖学 医学士 池田孝男(専任)

解剖学 香山 朗(専任)

○独逸語学 文学士 古武真貫(専任)

独逸語学 川崎 順(専任)

○生理学 医学博士 永井 潜(専任)

化学 理学士 藤教篤(専任)

○修身 永峰秀樹(専任)

○体育科 江口朝男(専任)

(臨床部門講師) 明治四十四年調査

○内科学 医学博士 二木謙三ふたき

伝染病 医学士 青柳登一(専任)

神経病 医学士 奥川純二(専任)

呼吸及循環器

泌尿及消化器

医学士 松岡銳作 (専任)

○外科学

外科総論

医学士 茂木藏之助

腹部内臓及び泌尿器

医学博士 塩田広重

腹部及胸部

医学士 福島尚純 (専任)

上肢及下肢

医学士 飯田庄八 (専任)

○薬物学一般

医学士 岩川克輝 (専任)

○産科学一般

医学士 岩瀬唯一

○眼科学

医学士 村上俊泰 (専任)

○衛生学

医学士 中村辰之助 (専任)

○細菌学

医学士 古瀬安俊 (専任)
医学士 佐々木秀一 (専任)

診断学及理学診断

医学士 青柳登一 (専任)

その他済生学会出身の「小口忠太(眼科学)」「光田健輔(病理学)」も講師の時代があった。

○入学資格は中学卒業又は、同等の学力のある者で、修業年限は四カ年とした。

前期試験受験のために、一年〜二年を用い、後期試験受験のために三年〜四学年で集中的に講義を行った。

また、卒業生の後期試験合格のために、補修講義として、「臨床講習会」を頻回に実施している(夜間、会費一ヶ月二円)

五十銭。

○生徒数

各学年百名とし、総数四百名を定員とした。明治四十五年当時、第一学年は、百三十一名いた(内中国人、韓国人六名を含む)。

ほかに、以下のような関連事項⁽¹⁾を若干補足しておく。

○明治三十七年四月の創立以来の入学者中、医術開業試験に合格して医師になれるもの左の如し。

明治三十七年	四〇名
同 三十八年	一三一名
同 三十九年	一四一名
同 四十年	一七五名
同 四十一年	一八三名
同 四十二年	一三八名
同 四十三年	二八六名
同 四十四年	三五三名
同 四十五年	二六八名
合計	一七一五名

○卒業後は、地方で開業せるものが大多数であつたが、官公立病院に勤務せるもの、東京帝国大学医科大學選科に入り、研究せるもの、海外諸国の医科大學に留学せるもの、また軍医に就任する者もあつた。

○日本医学校の校則の第一条には

「完全なる医学を教授し、善良なる医師を養成することを目的とす」と記してある。

五、私立医学専門学校指定規則

文部省は、明治三十八年七月一日、文部省令として、「私立医学専門学校指定規則」を制定し、私立医学校の文部省認可を厳しく制限した。この規則を満足せねば指定は得られなかつた。

この規則は、東大赤門派が主体となっている「明治医会」の意を汲んだ法案で、文部大臣は、私立医学校の管理及び、その卒業生の医術開業試験の成績を二カ年間で、厳しくチェックした上で、改めて認可すると言つたものであつた。

以下その規定の主な条文を列記する（なお、傍点は筆者が重要と判断し、付した）。

「私立医学専門学校指定規則」

- 一、生徒の定員に対し、相当なる校地、校舎、校具、病院其他の設備あること。
- 二、必修科目として、少くとも解剖学（実習共）、生理学、病理学、薬物学、内科学（臨床講義共）、衛生学、細菌学、法医学を教授し、修業年限四年以上なること。
- 三、前号各学科目毎に、少くとも公立私立医学専門学校規定第七条第一項の資格を有する教員、一人を採用すること。
- 四、専門学校として認可されたる学則を実施したる後、二カ年を経過したること。
- 五、実習用患者の数は、毎学年の平均生徒数（本科、別科生共）百人以内の学校に於ては、入院患者二十五人以上、外来患者三十人以上とし、以上生徒数十人を増す毎に、入院患者、外来患者各二人を増すこと。
- 六、実習用解剖屍体の数は、毎学年の平均生徒数（本科、別科共）百人以内の学校に於ては、毎年二十体以上とし、以上生徒十人増すごとに一体増すこと。

以上の各号に該当し、文部大臣に於て、其の管理及維持の方法確実にして、其成績佳良なりと認めたるものに限ると

せられたり。

当時の日本医学校が、このような文部省の私立医学専門学校指定規則に適合したものとなり、その資格を得るためには一層の内容の充実と成熟が必要とされた。

六・財団法人日本医学専門学校への再々度申請

その後、文部省は、山根正次校長に対し日本医学校の「財団法人⁽¹⁾」としての設立届書と、「医学専門学校設立認可申請書」の提出をすべく内示を行った。

これを受けて明治四十五年三月十六日、右の申請書を提出した上で、山根校長は長谷場文部大臣に面会し、出願の趣旨を説明した。文部省では慎重な調査の上、同年四月一日、財団法人設立に主要な役割を荷うはずの磯部幹事と眞泉病院主瀧沢竹太郎の兩名を文部省に出頭させ、福原文部次官と瀬戸視学官の二人は、将来の計画豫想等に関し詳細に尋問せられ、なお学校現時の経済状態につき綿密に調査があった。

また、瀧沢竹太郎に対し、眞泉病院と日本医学校との関係を聞き、今回、財団設立に対し、眞泉病院の建物、敷地等一切を寄付する趣旨を詳細に聞いた。更に、瀬戸視学官より申請書の形式の点につき不備な所を指摘され、届書を訂正して四月四日再々提出を行なった。

ここで、瀧沢竹太郎⁽¹⁵⁾について説明しておきたい。瀧沢は医師ではなく、眞泉病院を経営せる院主である。また瀧沢は本郷区区会議員として活躍し、石川清忠議員との交友があった。眞泉病院は根津神社の裏手にあり、瀧沢は自己の病院を日本医学校に寄付する形を取って病院経営上の便宜を計ったものである。

かくて、山根正次校長は明治四十五年四月二十四日、「専門学校設立願」と「財団法人の設立書」を文部省の松浦専門学務局長に提出した。

「財団法人設立願」⁽¹⁶⁾

今般完全なる医学教育を遂行し、善良なる医師を養成し、汎く施薬救療を行う目的を以て其財産を保有するが為に財団法人設立仕度候条、御許可相成度、別紙書類差添へ此段申請仕候也。

明治四十五年〇月（月日記入なし）

東京市日本橋区蛸殻町参丁目拾参番地

申請人 磯部・検蔵
印

東京都浅草区北富坂町拾七番地

申請人 増野 豊
印

東京市本郷区根津須賀町七番地

申請人 瀧沢竹太郎
印

東京市浅草区新福井町貳番地

申請人 内田慎太郎
印

東京都牛込区新小川町貳丁目八番地

申請人 山根・正次
印

東京市浅草区千束町参丁目五拾貳番地

申請人 松村清吾
印

東京市本郷区駒込千駄木町五拾七番地

申請人 関口六三郎
印

文部大臣 長谷場純孝殿

次に、学校の寄附行為について左の如く記している。

「財団法人、私立日本医学校専門学校規約

第一章 総則

第一条 本法人は完全なる医学教育を遂行し、善良なる医師を養成し、汎く施薬救療を行うを目的とする。

第二条、本法人は私立日本医学専門学校と称す。

第三条、本法人の事務所を東京市本郷区千駄木町五十九番地に置く。

第四条、瀧沢竹太郎、磯部検蔵は生前の寄付行為に依り、東京市所在の市街地宅一千九百五十一坪六合四勺、此の見積価格八万円、建物千四百九十二坪六合五勺五分、此の見積価格十二万三千八百円、学校及病院用器具器械、此の見積価格金五万五仟円を提出して、総計二十五万八千円の財団を組織する。」

更に左の如く専門学校設立願が出ている。

「専門学校設立願⁽¹⁷⁾

今般専門学校令設立第四条に依り、医学専門学校設立致度候条、御認可相成度別紙書類差添比殺申請仕候也。

明治四十五年二月

東京市日本橋区蛸殻町参丁目拾参番地

磯部検蔵

印

東京市本郷区根津須賀町七番地

瀧沢竹太郎

印

東京市浅草区新福井町貳番地

東京市牛込区新小川町貳丁目八番地

内田慎太郎 印

東京市浅草区千束町参丁目五拾貳番地

山根正次 印

東京市浅草区北富坂町拾七番地

松村清吾 印

東京市本郷区駒込千駄木町五十七番地

増野 豊 印

文部大臣 長谷場純孝殿

(傍点加筆)

関口六三郎 印

右の書類は、山根正次校長⁽¹⁸⁾の手により、明治四十五年四月二十四日、文部省に提出されたのであるが、ここで注目されることは、財団法人設立願と専門学校設立願のどちらにも、筆頭申請人が山根正次校長ではなくて磯部検蔵となっていることである。つまりこの書類では磯部が筆頭理事であり、学校の資産も磯部名義で届出がなされている。従って、次に見る文部省からの認可も「設立者磯部検蔵他六名」に対してなされている。

五月二十八日、瀧沢、磯部の両理事は文部省に出頭し、専門学務局長松浦鎮次郎より種々の説明を受けた。

六月十一日、瀬戸視学官、栗本視学委員、高木専門学務局第二課長等三人は日本医学学校を調査し、附属病院、器械標本設備を精細に視察した。

かくして、長年の念願であった「財団法人日本医学専門学校」⁽¹⁹⁾の認可が、明治四十五年七月十日漸くおりた。

「専門学校の認可

財団法人設立許可

文部省子東専二九号

財団法人日本医学専門学校

設立者 磯部検蔵他六名

明治四十五年二月八日付願、財団法人私立日本医学専門学校設立の件、民法第三十四條に依り許可す。

明治四十五年七月十日

文部大臣 長谷場純孝

右の認可の喜びは、当時の『日本医学』⁽²⁰⁾誌の表紙の次頁一面に、左記の如く表現している。

「謝告

今回弊校設立認可相成候に付き、深厚なる御同情を賜わり、且御叮嚀なる御祝詞御祝贈等を辱うし候段、洵に欽謝の至りに勝えず候。乍略儀以紙上此段辱知各位へ御礼申上候。 敬具

財団法人私立日本医学専門学校

専務理事 瀧沢竹太郎

専務理事 磯部検蔵

明治四十五年七月

七・真泉病院と瀧沢事件

順調⁽²¹⁾⁽²²⁾に文部省の指定が得られ発展すると見られた財団法人日本医学専門学校に、重大な内紛が起り、再び危機に陥つ

た事を述べたい。

大正三年五月、『日本医学』百十四号の巻末に、磯部、瀧沢両理事の権力闘争が起つた事を告げた記事が掲載された。
「社友及び読者諸君⁽²³⁾に告ぐ

昨年十二月以来、本誌主幹にして同時に日本医学専門学校専任理事たる磯部検蔵氏、同校同、瀧沢竹太郎と不調和を来したるにより、同校の録事の掲載報道するは自然一方に偏するの誹なきにあらざるを以て、之を掲載するを慎みて見合せ候（以下略）。

大正三年五月 日本医学編集部」

すなわち、大正二年十二月から翌三年五月にかけて、山根校長の朝鮮出張中の留守を預る磯部検蔵⁽²⁴⁾と附属病院の真泉病院主且つ、専任理事の瀧沢竹太郎の二人の間に不調和を生じ、学生及教職員をも二分して主導権をめぐり、闘争を行うという事態を生じた。

すなわち、その遠因は二人の性格の違いから発生したものであったと言えるが、本来の争点は日本医学専門学校に対する認識の相違にあつたようである。

磯部は「財団法人日本医学専門学校の歴史は日本医学学校の昇格せるものなり」と主張した。一方瀧沢理事は「本校は従来の日本医学学校に何等関係なく、全然新たな専門学校の出現である」と法令上の形式を以て主張の根拠とした。つまり、瀧沢は日本医学学校創立以来の学校事業を無視して、瀧沢の真泉病院の財産、資本金を参加させる事によって、初めて文部省認可の財団法人日本医学専門学校が実現した事を強調したわけである。

ここで瀧沢竹太郎⁽²⁵⁾の人物及び経歴について再度記述する。瀧沢は長野県戸倉の出身で、瀧沢甚平の次男として、安政六年十二月二十日に生れた。志を立てて東京に出て勉強した。一説にドイツ留学の経歴があるとの事であるが、その出身校等学歴については不明である。医師ではなく、実業家であつた。

明治三十四年に、本郷区駒込東片町五十九番地に住み、元庄屋の山下政徳の娘きやうと結婚す。明治三十六年、根津須賀町七番地（本郷区根津神社の隣）に真泉病院を開設した。この真泉病院は、最初植木屋楠田宗次の経営する根津の料亭紫泉亭で、その後変遷を経て温泉旅館となっていたものを瀧沢の手で明治三十六年に改造して病院とした。

ベット数は六十床で明治四十年十二月の調査では、医員十名、薬剤師一名、薬剤助手二名、看護婦四名、看護人二十五名、事務員二名がいた。入院患者は年間男子百十五名、女子四百七十名と盛況を呈していた。

建物は二階造りで、四百余坪を占め、その余は全て、庭園と池となし、敷地二千余坪であった。

真泉病院の資産額は全部で、十五万五千円にのぼり、日本医学専門学校的全資産二十五万八千八百円の半分強の資産が瀧沢の寄附による基本金であった。

また、瀧沢は本郷区の区会議員として明治四十年十一月と明治四十三年十一月の二回当選した。当時「私立東京医学校」は千駄木町五十九番地にあったが、その校長石川清忠も同じく本郷区区会議員であったため、石川と瀧沢は相互の利益を考え、明治四十年頃より、真泉病院は私立東京医学校の実習病院となり大きな役割を果たして来た。

再び磯部と瀧沢の権力抗争の件に戻るが、『日本医学』²⁴百十七号には次の趣旨の事が書かれている。

大正二年十二月四日、遂に磯部理事と瀧沢理事は長時間の論争を行い、瀧沢は学監たる磯部理事の退任を迫った。

磯部は朝鮮滞在中の山根校長に電報で報告し、その決着を求め自己の救済を訴えた。山根校長は事の重大さに驚き、「学監の進退は理事会の協議により決すべし」と返電した。瀧沢理事は「理事会は形式的仮物なり、かかるものに諮る必要なし。余は磯部君とのみ協議すべし」と断じて退かなかつた。

瀧沢は前私立東京医学学校校長の石川清忠を訪ね、石川に、瀧沢に代って専任理事就任を依頼した。そして理事会の協議を阻止せんとした。しかし、石川は理事会の協議に従うとの姿勢を示し、同調しなかつた。遂に敗色の濃くなった瀧沢理事は益々憤怒し、錯乱せるため、大正三年五月八日、理事会は瀧沢の寄附せる法人の財産を返還し、専任理事を辞

任させる事で決着した(ここで実質的に、財団法人私立日本医学専門学校の内部崩壊が起こり、文部省認可の為の基本金、維持金の半数を失ったことになる)。

ついで磯部検蔵より、文部省宛に左の届書が出された。

「理事退任開申書⁽²⁶⁾

本校専任理事、瀧沢竹太郎は大正三年六月三十日、退任仕候間、此段及開申候也。

財団法人私立日本医学専門学校

専任理事 磯部検蔵印

文部大臣法学博士一木喜徳郎殿

「

更に、朝鮮にあつた山根正次校長⁽²⁷⁾も瀧沢事件の責任を取り、私立日本医学専門学校校長の職を辞任している(但し理事として残る)。

後任の校長に真泉病院院長⁽²⁸⁾の青柳登一⁽²⁹⁾が就任した。しかし瀧沢の解任の影響で四カ月後に辞任している。

その後任に前京都市帝国大学医科大学生理学教授の天谷千松⁽³⁰⁾が大正三年十二月より実権のない校長に就任したが、やがて後述の不幸な学校騒動が起こり、大正五年十月にその責任をとって辞任している。なお、解任された瀧沢竹太郎は、精神的に不安定となり、根岸病院(精神科病院)に一時入院したが、大正七年三月十八日世を去っている。

後日、真泉病院は負債が重なり、競売に付された。

八. 文部省の指定不認可の姿勢と明治医会

文部省も、東京帝国大学医学部派閥の「明治医会」の有力者入沢達吉も共に、かねてから私立医学専門学校を新設す

ることに対し、反対の方針を強く打ち出していた。たとえば大正二年八月、文部省の松浦専門学務局長は「日本之医界」の記者の質問に対し、次の如く答えている。

「当局者も現今、日本では医師の数が人口に比して多すぎる。これが為医師の生活が困難となつてゐる。余一個の考えでは、我国には最早、医師の必要なし。今後は私立医・学・校の認可をしない方針である」と述べ、更に「日本医専も東京女子医専も、単に専門学校として認可したのみで、開業免状を卒業と同時に与える指定に関しては、全く問題にならない」と言明している。

また入沢達吉は³⁰大正五年十月二十九日、早稲田大学講堂で行われた日本社会学院總會での演説で「私達は医育統一を叫び始めてから十数年、殆んど二十年に近い歳月を閲したのである。(二部略)未だ文部大臣の指定を受けていない女子医学専門学校と、先般来ゴタゴタのある日本医学専門学校とが東京にある。(二部略)監督官庁たる文部省では「医専」程度の医・学・校の新・設を断・然・認・可・せ・ざ・る・方・針・亦・喫・緊のこ・と・で・あ・る」と述べている。

更に「明治医会」³²³³の總會が大正八年三月十一日に学士会館で行われた際に、医・師・数・過・剩・調・節・問・題として次の事項を決議している。

- 一・ 医育機関の設立は不認可の方針をとること。
 - 二・ 各医育機関の収容定員数を制限すること。
 - 三・ 植民地に於ける各医育機関には内地人子弟を収容せしめざること。
- 右の如く入沢達吉の提案で医師過剩問題に就いて審議をしている。

(日本医学専門学校の学校騒動の発端等、次号とする。文献は次号の(下)の末尾に一括して掲載する)
(日本医科大学)